

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う新法	府省名	文部科学省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input type="checkbox"/> 定性的な分析	<input checked="" type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 想定される代替案なし			<input type="checkbox"/> 設定なし		
	⑧ 代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input checked="" type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					
【課題の説明】							

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《遵守費用に係る補足説明》

毎年度納付の負担がある一般負担金は、30事業者の合計で1億円強と試算しており、これを原子炉の運転等の種類に応じて負担することになり、一定の費用が生じる。しかし、後述の《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》に示すとおり、当該負担が条約の締結により受ける便益に比して高額とはいえないものであったため、「過大な遵守費用は生じない」とした。特別負担金についても、後述の《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》に示すとおり、原子力事業者に過大な負担を求めるものではない。

また、評価書記載のほか、報告徴収及び立入検査への対応に係る費用の発生が想定されるが、報告徴収及び立入検査は、この法律の施行のため必要がある限度においてのみ行われるものであり、同様の規定がある原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）に基づく補償契約締結業務の実態に鑑みると、報告徴収及び立入検査が行われる頻度は極めて低いため、「遵守費用は過大ではない」と考える。

### 《行政費用に係る補足説明》

一般負担金の納付については、毎年度、負担金の額の決定、通知等の業務を行うこととなるが、こうした業務は、手続の相手方、徴収金額の算定方法及び通知の手続の点で補償契約の締結業務と同種の業務であり、補償契約締結業務と並行して効率的に処理すること等を想定しているため、費用は極めて限定的であると考えられる。

なお、特別負担金の納付については、原子力事故が生じた場合にのみ想定され、定常的な行政費用が想定されるものではない。

その他、報告徴収及び立入検査への対応に係る費用等が生じるが、《遵守費用に係る補足説明》に記載したものと同様の理由により、費用は過大とはいえない。

### 《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

毎年度納付の負担がある一般負担金は、30事業者の合計で1億円強と試算しており、これを原子炉の運転等の種類に応じて負担することになり、その負担は、条約の締結により受ける便益に比して高額とはいえない。一方、政令で定める額以上の原子力損害を生じさせた原子力事業者が納付することとなる特別負担金は、当該原子力事業者が負担すべき原子力損害を賠償するために必要な資金に充てられるものであり、原子力事業者が事故時に約140億円の補助を受けることにより便益を受けることや、そもそも事故が生じた場合には原因者負担とすべきこと等を踏まえると、便益が費用を上回ると考えられる。

その他、負担金の決定、通知及び徴収に係る費用、報告徴収及び立入検査に係る費用等が想定されるが、《遵守費用に係る補足説明》及び《行政費用に係る補足説明》に記載したとおり、これらの費用は限定的であり、条約締結により、条約の拠出金制度等により事故時の賠償の充実と被害者の迅速かつ公平な救済が図られ、また、国際的な原子力損害賠償制度の構築に貢献することができること等から、便益が費用を上回る。